

官報 号外

平成十四年七月十八日

○第一百五十四回 衆議院会議録 第四十八号

平成十四年七月十八日(木曜日)

議事日程 第三十八号

平成十四年七月十八日

午後一時開議

第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 入札談合等閥与行為の排除及び防止に関する法律案(第百五十三回国会、田中慶秋君外五名提出)

第三 入札談合等閥与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

第四 入札談合等閥与行為の排除及び防止に関する法律案(山中貞則君外八名提出)

第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法案(厚生労働委員長提出)

第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

第七 国立国会図書館の館長の任命承認の件

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、公職選挙法の一部を改正する法律案(赤城徳彦君登壇)

○本日の会議に付した案件
日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十四年七月十八日 衆議院会議録第四十八号

元議員久保等君逝去につき弔詞贈呈の報告

公職選挙法の一部を改正する法律案

○議長(綿貫民輔君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員久保等君は、去る六月十五日逝去されました。まことに哀悼痛惜の至りにたえません。

久保等君に対する弔詞は、議長において今十八日贈呈いたしました。これを朗読いたします。

〔総員起立〕

衆議院は多年憲政のために尽力し特に院議をもつてその功勞を表彰されさきに公害対策並びに環境保全特別委員長の要職にあたられた從三位勲一等久保等君の長逝を哀悼し

つついで弔詞をささげます

午後一時一分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

つきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十二年国勢調査の結果に基づいて衆議院議員選挙区画定審議会が行つた衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、二十都道府県において六十八選挙区の改定を行おうとするもので、その主な内容は、第一に、衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、二十都道府県において六十八選挙区の改定を行おうことといたしております。

第一に、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、南関東選挙区を現行二十一人から二十二人とし、近畿選挙区を現行三十人から二十九人とする」といたしてあります。

第三に、この法律は、公布の日から起算して一ヶ月を経過した日から施行することとし、改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙については、この法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用することといたしております。

本件は、去る六月十一日本委員会に付託され、同月二十八日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、七月五日に質疑に入りました。

質疑では、県別定数分配において過疎地域に配慮したはずの基礎配分方式によって過疎地域が逆に定数減となる例や、一貫して人口増を続けている県において定数減となる例の不合理性、格差二倍未満の達成には必要がないと考えられる区割り変更が行われたことは是非、市区の分割を避ける

日程第四 アジア＝太平洋郵便連合憲章の第一追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合憲章の第二追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第四、アジア＝太平洋郵便連合憲章の第一追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長吉田公一君。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第一追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

[本号末尾に掲載]

[吉田公一君登壇]

○吉田公一君 ただいま議題となりましたアジア＝太平洋郵便連合憲章追加議定書等につきまして、外務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

アジア＝太平洋郵便連合は、万国郵便連合憲章に基づく限定連合の一つとして昭和三十七年にアジア太平洋地域に設立された国際機関であります。連合は、同地域における加盟国間の郵便業務上の協力を増進することを目的として、連合の基本文書であります憲章に基づいて運営されております。

昭和六十年以降、憲章は追加議定書により改正されることとされ、平成十二年九月にテヘランで開催された第八回大会議において、連合の組織及

び運営の合理化のため、憲章を改正する第一追加議定書が採択され、また、これにあわせ、一般規則を改正するための追加議定書が採択されました。

これらの追加議定書の主な改正点は、連合の機関である中央事務局及びアジア＝太平洋郵便連合研修センターを廃止し、新たに管理部門及び研修部門から成る事務局を設けること、憲章の第一追加議定書を反映し、事務局の組織、職員等及び事務局长の任務について定めること等であります。

本件は、去る七月十一日外務委員会に付託され、十二日川口外務大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

[吉田公一君登壇]

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

○議長(綿貫民輔君) 日程第五及び第六は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第一追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

社会保険労務士法の一部を改正する法律案

厚生労働委員長提出

日程第五 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(厚生労働委員長提出)

日程第六 社会保険労務士法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

び医療の確保等によりホームレスを自立させ、また、生活上の支援等によりホームレスとなることを防止し、さらに、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを施策の目標とすること。

第二に、ホームレス自身もみずから自立に努めるものとすること。

第三に、厚生労働大臣及び国土交通大臣はホームレスの自立の支援等に関する基本方針を、また、地方公共団体は必要があると認めるときは基本方針に即した実施計画をそれぞれ策定しなければならないものとすること。

第四に、国は、ホームレスの自立支援策を推進するため、地方公共団体等を支援するための財政上の措置等を講ずるよう努めなければならないものとすること。

第五に、公共の用に供する施設の管理者は、ホームレスの起居によりその適正利用が妨げられているときは、必要な措置をとるものとするること。

なお、この法律は、公布の日から施行し、施行から十年を経過した日に失効するものとし、施行後五年を目途に検討を加えるものとしております。

次に、社会保険労務士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、近年における労働者の働き方や就業意識の多様化の進展等に伴い、国民の利便性の向上に資するとともに信頼される社会保険労務士制度を確立するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、社会保険労務士は共同して社会保険労務士法人を設立することができるものとすること。

アジア＝太平洋郵便連合憲章の第一追加議定書及びアジア＝太平洋郵便連合一般規則の追加議定書の締結について承認を求めるの件

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(厚生労働委員長提出)

三

官 報 (号 外)

第一に、社会保険労務士は、個別労働関係紛争について、紛争調整委員会におけるあっせんについて、紛争の当事者を代理することができるものとする。

第三に、社会保険労務士が業務を行ひ得ない事
件について規定を整備することともに、非社会保険
労務士との提携を行うことを禁止するものとする
こと。

第四に、社会保険労務士会等の会則の記載事項から、報酬に関する規定を削除するものとする」と。

なお、この法律は、平成十五年四月一日から施行し、報酬規定の削除に関する部分については、公布の日から施行することとしております。

両案は、いずれも、昨日の厚生労働委員会において、多数をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

なれど、ホーメレスの自立の支援等に関する特別措置法案につきましては、当委員会において、本法律の運用に関し決議が行われたことを申し添えます。

ます
何とぞ、御審議の上、速やかに御可決いただき
ますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長（綿貫民輔君） 両案を一括して採決いたし
ます。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(綿貫民輔君) お諮りいたします。

国立国会図書館の館長に黒澤隆雄君を両議院の議長において任命いたしたいと存します。黒澤隆雄君の任命を承認するに御異議ありませんか。

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、承認することに決りました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十三分散会

↓

出席国務大臣

↓

総務大臣	片山虎之助君
外務大臣	川口 順子君
厚生労働大臣	坂口 力君

○議長の報告
(報告書受領)

一、去る十六日、内閣から次の報告書を受領しました。

国民生活安定緊急措置法第二十八条の規定に基づく平成十四年一月一日から同年六月三十日までの間における同法の施行状況報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

が生じつつある現状にかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として、日常生活を営んでいる者をいう。(ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標等)

第三条 ホームレスの自立の支援等に関する施策の目標は、次に掲げる事項とする。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の提供等による保健及び医療の確保に関する施策並びに生活に関する相談及び指導を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われる、これらの者に対する就業の機会

の確保、生活に関する相談及び指導の実施その他的生活上の支援により、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に掲げるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十号)による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

2 ホームレスの自立の支援等に関する施策については、ホームレスの自立のためには就業の機会が確保されることが最も重要であることに留意しつつ、前項の目標に従って総合的に推進されなければならない。

(ホームレスの自立への努力)

第四条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条第一項各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体における

ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

(国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

第一章 基本方針及び実施計画

(基本方針)

第八条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し、一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。)その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

3 そのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

4 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

六 実施計画

(実施計画)

第九条 都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2 前項の計画を策定した都道府県の区域内の町村特別区を含む。(以下同じ。)は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3 都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホー

